

前橋市

H29年度

UIJターン若者就職奨励金

【事業者用】

“群馬県外から前橋市内に転入した若者”を雇用した市内中小企業者に奨励金を交付します。



【対象者】

下記の条件を全て満たす40歳未満の若者を雇用し、かつ、市税に滞納がない市内中小企業者。

- 1 UIJターンによって前橋市に転入し、平成28年8月2日以降に市内中小企業に就職した方。
- 2 前橋市に転入後6か月以内もしくは転入前3か月以内に就職（正規雇用）し、その後6か月以上継続して勤務している方。
- 3 奨励金交付後も前橋市に住み続ける意思がある方。
- 4 市税を滞納していない方。

【交付金額】

対象労働者1人につき5万円

*なお、1事業所につき、25万円（対象労働者5人）を上限とします。

【申請方法】★様式は市ホームページをご確認ください。

対象労働者を雇い入れ（転入日が雇用開始日より遅い場合は転入後）6か月経過した日から**3か月**以内又は3月30日のいずれか早い日までに、次の書類により申請してください。

- 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 2 対象労働者内訳書（様式第2号）
- 3 雇用契約書等（雇用開始日や労働条件等が記載されている書類）
- 4 雇用保険の加入が確認できる書類
- 5 健康保険と厚生年金の加入が確認できる書類
- 6 市税完納証明書
- 7 その他参考となる書類

※上記3、4、5については、対象労働者のUIJターン就職者用の交付申請書に添付されている場合は省略することができます。

※交付決定後、奨励金交付請求書（様式第4号）により請求

★詳しくは、前橋市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/021/p016272.html>

【お問い合わせ】前橋市役所 産業政策課 雇用促進係 TEL: 027-898-6985

